

箱根町設計業務委託等成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、箱根町が発注する設計業務委託等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象となる設計業務委託等（以下「業務」という。）は、次の各号に掲げる業務のうち、原則として1件の契約金額が150万円以上のものとする。

- 一 測量、地質調査業務
- 二 計画検討、解析等調査業務
- 三 設計業務
- 四 工事監理業務
- 五 設計積算業務

(評定者)

第3 設計業務委託等の成績評定者（以下「評定者」という。）は、監督員、副課長等及び検査員とする。

(評定の方法)

第4 評定は、別に定める「箱根町設計業務委託等成績評定採点基準」により、発注業務ごとに独立して行う。

- 2 評定は、業務の監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとの考査項目についての的確かつ構成に行い、設計業務委託等成績採点表（以下「採点表」という。）に記入する。
- 3 手直し業務確認後の評定は行わない。

(評定の様式)

第5 評定は、次の各号に掲げる業務の採点表による。

- 一 測量、地質調査業務は、第1号様式
- 二 計画検討、解析等調査業務は、第2号様式
- 三 設計業務は、第3号様式
- 四 工事監理業務は、第4号様式
- 五 設計積算業務は、第5号様式

(採点表の提出等)

第6 監督員及び副課長等の評定者は業務の完了後、それぞれの考査項目について評定を行い、所属長の決裁後完成検査時に検査員に提出する。

- 2 検査員は検査後に、検査員考査項目について評定を行い、評定点の合計点を算出し、採点表を付して評定結果を町長に報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から適用する。